

経営者、経営幹部、人事・総務部門の皆さま向け

リニューアル

労基署から指摘されないための 労働時間管理と残業対策

～「残業720時間規制」労基法改正について知る、備える～

「働き方改革」の柱の一つである「長時間労働の是正」として、労働基準法の改正が議論され、施行に向けて進んでいます。施行されれば、残業時間に上限が定められ、月平均60時間、年間720時間を超えると法違反になるのです。

「繁忙期なのに残業できない！」という事態が起こることも予想され、業務内容や労働時間制度の見直しを迫られています。また、過重労働撲滅に向けて労働基準監督署の指導も厳しさを増しています。

今回のセミナーでは、この「残業720時間規制」の内容を解説し、労基署調査への対応と残業規制に応じた労働時間管理についてわかりやすく説明します。

すぐ参考のできるノウハウも満載です。奮ってご参加下さい！

※本セミナーは2017年1月23日開催したセミナーをリニューアルしたものです。

カリキュラムは裏面をご覧ください

開催日時: **2018年3月9日(金)** 10:00~16:45

会場: **りそな総合研究所 東京本社 セミナールーム**

(東京都江東区東陽 2-2-20 東陽駅前ビル9階 最寄り駅:地下鉄東西線 東陽町駅下車 徒歩4分)

受講料: 会員 23,760円 一般 31,320円 (参加者1名様、テキスト代・消費税等を含む)

講師: **株式会社高橋賃金システム研究所**

代表取締役 活人経営コンサルタント 社会保険労務士 **高橋 邦名 氏**

副所長 主任コンサルタント 特定社会保険労務士 **高木 厚博 氏**

講師略歴は裏面をご覧ください

セミナー参加申込書 3/9「労基署から指摘されないための労働時間管理と残業対策」

※本申込書に記載された個人情報は、本セミナーの運営、りそな総合研究所からの各種セミナーのご案内・各種ご提案などに利用させていただきます。

なお、利用目的の全文など個人情報の取扱いは、りそな総合研究所ホームページ (<http://www.rri.co.jp/kojin/index.html>) をご覧ください。

個人情報の取扱いに関して「私は上記利用目的を確認、同意の上、申込みをします」

【FAX. (03) 3699-6629 りそな総合研究所 会員・研修事業部(研修担当) 行】

| | | | | | | | |
|--------------------|-------------|-------|-------|--------|--------------|-------|-----|
| 貴社名 | | | | 区分 | MS・会員・一般 | 会員番号 | |
| 所在地 | 〒 | | | 連絡担当者 | 部署・役職 | | |
| | | | | | 氏名(ふりがな) () | | |
| 業種(具体的に記入してください) | | | | E-Mail | | | |
| TEL | () | FAX | () | 取引店 | 支店 | | |
| 参加者 | 氏名 () | | 所属 | | 役職 | | |
| ()内にふりがなをご記入ください。 | 氏名 () | | 所属 | | 役職 | | |
| 当社使用欄 | 替 / 振 (会・個) | 入力日 / | 発送日 / | 受講料 円 | 作成日 / | 発送日 / | 同・別 |

■講師略歴

株式会社高橋賃金システム研究所 代表取締役 活人経営コンサルタント 社会保険労務士 高橋 邦名 氏

《略歴》

社会保険労務士。賃金体系を専門に、労務管理制度の策定から定着、人材の開発・育成という従業員を活かす『活人コンサルティング』をテーマに活動し、人事から経営を支援する。セミナー講演多数。著書『社長、やりましょう！』と社員が言い出す経営（H&I）、「CSR時代のミッションマネジメント」（泉文堂）、「人を活かせば、企業はまだ伸びる」（鳥影社）他多数。

株式会社高橋賃金システム研究所 副所長 主任コンサルタント 特定社会保険労務士 高木 厚博 氏

《略歴》

1974年大阪生まれ。関西大学法学部卒業。大手外食企業を経て、(株)高橋賃金システム研究所に勤務。就業規則の作成など労務管理のコンサルティングの他、人事コンサルタントとして賃金制度・評価制度・退職金制度などのコンサルティングを多数手掛ける。研修講師としても活躍、わかりやすい解説と実践中心の指導は参加者に好評を得ている。金融機関、商工会議所主催セミナーなど講演実績多数。著書「うちはいい会社です！と社員から言われる就業規則25のチェックポイント」（泉文堂・共著）。TV出演「NHKおはよう日本」。2015年特定社会保険労務士付記。

■カリキュラム

◎お申し込みは表面の参加申込書をご利用ください。

1. 働き方改革がなぜ求められているのか？

2. 労基法改正へ！残業時間上限規制案の内容

- (1) 残業上限規制案をしっかりと理解する
- (2) 限度時間適用除外業種はどうなる？
- (3) 労基法改正案のその他の内容は？

3. 労働基準監督署の調査とはどのようなものか

- (1) チェックされる項目とは
- (2) 違反が見つかるとうどうなるのか？
- (3) 違反を指摘された場合の対応法(事例紹介)

4. 過重労働・未払い残業代によるリスク事例

- (1) 長時間労働・過重労働による労災認定の恐ろしさ
- (2) 過去2年分の未払い残業の全額請求はもちろん、遅延損害金、付加金が請求されることも！？

5. 中小企業が迫られる経営改善策

6. 「労働時間」の法的ルールを理解する

- (1) 労基法の基礎知識(労働時間、休日、割増賃金)
- (2) 労働基準法上の管理監督者と管理職の違い
- (3) 見直し必至！「固定残業手当」の問題点

7. 36(サブロク)協定 運用の厳格化

- (1) 時間外労働の限度基準とは
- (2) 36協定の特別条項とは

8. 過重労働・未払い残業代問題への対策

- (1) 変形労働時間制(1ヶ月・1年)の導入・運用
- (2) パートを活用して社員の残業を減らす
- (3) ダラダラ残業を防ぐ就業規則の見直し
- (4) 適切な労働時間管理・残業管理の方法

9. (参考)中小企業の賃金データを集めた独自の

統計データ「ズバリ！実在賃金」の最新情報を提供

※開催時の最新情報で解説するため、プログラム内容を変更する場合があります。

※講義中の録音・録画はご遠慮ください。

■お申込・お支払方法等

1. 「セミナー参加申込書」にご記入の上、ファックスで当社宛にお申込みください。
2. お申込み受付後、「受講票」「会場地図」をお送りいたします。
3. 会員の方の受講料のお支払いは、入会時にご選択いただきました方法になります。
※ 口座振替の場合：口座振替日はセミナー開催月の翌月23日(休日の場合は翌営業日)になります。
※ お振込みの場合：セミナー開催月の翌月10日頃にご請求書をお送りいたします。
4. 一般の方の受講料のお支払いは、お振込みとなります。原則、受講票とともにご請求書をお送りいたします。
5. お申込み後、やむを得ずご参加を取り消される場合は、お早めにご連絡下さい。
前営業日の17時以降のキャンセルはキャンセル料と致しまして、受講料全額頂いておりますので、ご了承下さい。
6. 参加お申込みが少数の場合は、開催を中止させていただくことがあります。

■お問い合わせ先：りそな総合研究所 会員・研修事業部（研修担当）

TEL 03-5653-3951 FAX 03-3699-6629